

議案第 3 号

関市附属機関設置条例の一部改正について

関市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

関市教育振興計画策定委員会を設置するため、この条例を定めようとする。

関市附属機関設置条例の一部を改正する条例

関市附属機関設置条例（平成25年関市条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の附属機関の部関市小瀬鵜飼習俗総合調査委員会の項の前に次のように加える。

関市教育振興計画策定委員会	教育基本法（平成18年法律第120号）第17条の規定に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画を策定すること。	10人以内	(1) 各種団体等から推薦された者 (2) 学識経験を有する者 (3) その他教育委員会が必要と認める者
---------------	---	-------	--

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成28年4月1日から施行する。  
（関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年関市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

上下水道事業経営審議会委員	日額	6,500
---------------	----	-------

を

」

「

上下水道事業経営審議会委員	日額	6,500
教育振興計画策定委員会委員	日額	6,500

に

」

改める。